
○大台町防災会議条例

平成18年1月10日

条例第137号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づいて、大台町防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 大台町地域防災計画を作成し、及びその実施を促進すること。
- (2) 水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議すること。
- (3) 町長の諮問に応じて町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (4) 前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、町長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめ指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 三重県警察の警察官のうちから町長が任命する者
 - (2) 紀勢地区広域消防組合の消防長又は当該組合の消防吏員のうちから町長が任命する者
 - (3) 町長がその部内の職員のうちから指名する者
 - (4) 教育長
 - (5) 消防団総括団長
 - (6) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから町長が任命する

者

(7) 町長が特に必要と認める者

6 前項各号の委員の総数は、20人以内とする。

7 第5項第6号及び第7号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

8 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、学識経験のある者のうちから町長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成18年1月10日から施行する。

附 則 (平成25年3月21日条例第16号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の大台町防災会議条例(以下この項において「改正前の防災会議条例」という。)第3条に規定する委員に任命されている者は、この条例による改正後の大台町防災会議条例の規定に基づいて任命されたものとみなし、その任期は、改正前の防災会議条例の規定に基づいて任命されたときから通算する。

○大台町災害対策本部条例

平成18年 1月10日

条例第138号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23の2条第8項の規定に基づき、同法に定めるもののほか、大台町災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

- 2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

- 2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。
- 3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。
- 4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

第4条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

- 2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、平成18年1月10日から施行する。

附 則（平成25年3月21日条例第17号）

この条例は、公布の日から施行する。

○災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準早見表

令和7年4月30日現在

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者	1 基本額 避難所設置費 1人1日当たり 350円以内 2 加算額 高齢者等であつて避難所での避難生活において特別な配慮を必要とするものに供与する福祉避難所を設置した場合は、基本額に、当該地域において当該特別な配慮のために必要な通常の実費を加算することができる	災害発生の日から7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費 2 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設の借上げを実施し、これを供与することができる
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流出し、居住する住家がない者であつて、自らの資力では住家を得ることができないもの	○建設型応急住宅 1 規模 応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定 2 基本額 1戸当たり 6,883,000円以内 3 建設型応急住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費	災害発生の日から20日以内に着工し、速やかに設置	1 費用は、設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として6,883,000円以内 2 同一敷地内又は近接する地域内におおむね50戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置できる(50戸未満の場合でも戸数に応じた小規模な施設を設置できる) 3 福祉仮設住宅(老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者等であつて日常生活上特別な配慮を要する複数のものに供与する施設をいう)を建設型応急住宅として設置できる

参 考

		○賃貸型応急住宅 1 規模 建設型 応急住宅に準じる 2 基本額 地域の実情に応じた額	災害発生の日から速やかに民間賃貸住宅を借上げ、提供	1 費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料又は火災保険等その他民間賃貸住宅の貸主又は仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額 2 供与期間は建設型応急住宅に準じる					
炊き出しその他のによる食品の給与	1 避難所に避難している者 2 住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者	1 人1日当たり 1,330円以内	災害発生の日から7日以内	1 被災者が直ちに食することができる現物によるものとする 2 費用は、主食、副食及び燃料等の経費					
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	費用は、水の購入費のほか、給水又は浄水に必要な機械又は器具の借上費、修繕費及び燃料費並びに薬品又は資材の費用とし、当該地域における通常の実費					
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水（土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む）、全島避難等により、生活上必要な被服、寝具その他生活必需品を喪失又は損傷等により使用できず、直ちに日常生活が困難な者	1 夏季（4月～9月）、冬季（10月～3月）の季別は災害発生の日をもって決定する 2 下記金額の範囲内	災害発生の日から10日以内に完了	1 品目は、被服・寝具及び身の回り品、日用品、炊事用具及び食器、光熱材料 2 現物給付					
		区分	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごと加算	
		全壊 全焼 流失	夏	19,800	25,400	37,700	45,000	57,000	8,300
			冬	32,800	42,400	59,000	69,000	87,000	12,000
		半壊 半焼 床上 浸水	夏	6,500	8,700	13,000	15,900	20,000	2,800
冬	10,400		13,600	19,400	23,000	29,000	3,800		

参 考

医療	災害のため医療の途を失った者（応急的に処置）	1 救護班 使用した薬剤、治療材料、破損した医療器具の修繕費等の実費 2 病院又は診療所 国民健康保険の診療報酬の額以内 3 施術者 協定料金の額以内	災害発生の日から14日以内	救護班において行う。ただし、急迫した事情があり、やむを得ない場合は、病院又は診療所において医療を行うことができる
助産	災害発生の日以前又は以後の7日以内に分べんした者であって、災害のため助産の途を失ったもの	1 救護班等 使用した衛生材料等の実費 2 助産師 慣行料金の100分の80以内の額	分べんした日から7日以内	
被災者の救出	1 災害のため現に生命若しくは身体が危険な状態にある者 2 生死不明の状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内	費用は、舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費として当該地域における通常の実費
被災した住宅の応急修理	災害のため住家が半壊、半焼又はこれらに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者	1 世帯当たり 51,500円以内	災害発生の日から10日以内に完了	住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理が必要な部分に対し、合成樹脂シート、ロープ、土のう等を用いて行うもの
	災害のため住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者	1 2に掲げる世帯以外の世帯 717,000円以内 2 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 348,000円以内	災害発生の日から3月以内に完了	居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限度の部分に対し、現物をもって行うもの

参 考

<p>生業に必要な資金の貸与</p>	<p>住家が全壊、全焼又は流失し、災害のため生業の手段を失った世帯に対して行うもの</p>	<p>1 生業費 1件当たり 30,000円以内</p> <p>2 就職支度費 1件当たり 15,000円以内</p>	<p>災害発生の日から1月以内に完了</p>	<p>1 貸与期間 2年以内</p> <p>2 利子 無利子</p>
<p>学用品の給与</p>	<p>住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水による喪失若しくは損傷等により学用品を使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒</p>	<p>1 教科書代 小学校児童及び中学校生徒 教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届け出、又はその承認を受けて使用するものを給与するための実費</p> <p>高等学校等生徒 正規の授業で使用する教材を給与するための実費</p> <p>2 文房具費及び通学用品費 1人当たり次の金額以内 小学生児童 5,200円 中学生生徒 5,500円 高等学校等生徒 6,000円</p>	<p>災害発生の日から教科書は1月以内、その他の学用品は15日以内に完了</p>	<p>1 品目は、教科書、文房具、通学用品</p> <p>2 現物給付</p>
<p>埋葬</p>	<p>災害の際死亡した者</p>	<p>1 体あたり 大人 226,100円以内 小人 180,800円以内</p>	<p>災害発生の日から10日以内</p>	<p>原則として、棺又は棺材の現物をもって、次の範囲内において行う</p> <p>1 棺（附属品を含む）</p> <p>2 埋葬又は火葬（賃金職員等雇上費を含む）</p> <p>3 骨つぼ及び骨箱</p>

参 考

死体の 捜索	災害により現 に行方不明の 状態にあり、か つ、各般の事 情により既に 死亡していると 推定される者	当該地域における 通常の実費	災害発生の日から10 日以内	費用は、舟艇その 他捜索のための機 械、器具等の借上 費又は購入費、修 繕費及び燃料費と して当該地域にお ける通常の実費
死体の 処理	災害の際死亡 した者	1 死体の洗浄、縫 合、消毒等の処理 1 体当たり 3,600円以内 2 死体の一時保 存 既存建物借上費 通常の実費 既存建物以外 1 体当たり 5,700円以内 3 検案 救護班において できない場合 当該地域の慣行 料金の額以内	災害発生の日から10 日以内	1 死体の一時保 存にドライアイ スの購入費等の 経費が必要であ るときは、当該 地域における通 常の実費を加算 2 検案は原則と して救護班が行 う
障害物 の除去	居室、炊事場等 生活に欠くこと のできない場所 又は玄関に障害 物が運びこまれ ているため一時 的に居住できな い状態にあり、 かつ、自らの資 力をもってして は、当該障害物 を除去すること ができない者	市町村において障 害物の除去を行っ た1世帯当たりの 平均が140,000円 以内	災害発生の日から10 日以内に完了	費用は、ロープ、 スコップその他除 去のため必要な機 械、器具等の借上 費又は購入費、輸 送費、賃金職員等 雇上費等
救助の ための 輸送費 及び賃 金職員 等雇上 費	1 被災者の避 難に係る支 援 2 医療及び助 産 3 被災者の救 出 4 飲料水の供 給 5 死体の捜索 6 死体の処理 7 救済用物資 の整理配分	当該地域における 通常の実費	当該救助の実施が認 められる期間以内	

<p>実費弁償</p>	<p>災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者 (医師、歯科医師又は薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、救急救命士又は歯科衛生士、土木技術者又は建築技術者、大工、左官又はとび職)</p>	<p>1 日当 災害救助法第7条第1項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事等の統括する都道府県等の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める</p> <p>2 時間外勤務手当 職種ごとに、1に定める日当額を基礎とし、常勤職員との均衡を考慮して算定した額以内</p> <p>3 旅費 職種ごとに、1に定める日当額を基礎とし、常勤職員との均衡を考慮して、各都道府県等の職員に対する旅費の支給に関する条例において定める額以内</p>		
-------------	---	--	--	--

参 考

	<p>災害救助法施行令第4条第5号から第10号までに規定する者 (土木業者又は建築業者及びこれらの者の従業者、鉄道事業者及びその従業者、軌道経営者及びその従業者、自動車運送事業者及びその従業者、船舶運送業者及びその従業者、港湾運送業者及びその従業者)</p>	<p>業者のその地域における慣行料金による支出実績に手数料としてその100分の3の額を加算した額以内</p>		
--	--	--	--	--

救助事務費	<p>救助の事務を行うのに要した経費及び災害救助費の精算の事務を行うのに要した経費 (時間外勤務手当、賃金職員等雇上費、旅費、需用費(消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料)、使用料及び賃借料、通信運搬費、委託費)</p>	<p>費用は、災害救助法第21条に定める国庫負担を行う年度における各災害に係る左記に掲げる費用について、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第143条に定める会計年度所属区分により当該年度の歳出に区分される額を合算し、各災害の当該合算した額の合計額が、国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合算額に、次のイからトまでに掲げる区分に応じ、それぞれ1から7までに定める割合を乗じて得た額の合計額以内</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 3千万円以下の部分の金額については100分の10 2 3千万円を超え6千万円以下の部分の金額については100分の9 3 6千万円を超え1億円以下の部分の金額については100分の8 4 1億円を超え2億円以下の部分の金額については100分の7 5 2億円を超え3億円以下の部分の金額については100分の6 6 3億円を超え5億円以下の部分の金額については100分の5 7 5億円を超える部分の金額については100分の4 	<p>救助の実施期間内及び災害救助費の精算する事務を行う期間内</p>	
-------	--	--	-------------------------------------	--

○大台町災害時医療救護所設置及び活動要領

(目的)

第1条 この要領は、大台町地域防災計画（以下、「防災計画」という。）に基づき、大規模災害発生時、迅速に関係機関と連携して一人でも多くの命を助けるため、医療救護活動の実施を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において災害時医療救護所（以下、「医療救護所」という。）とは、災害救助法（昭和22年法律第108号）、防災計画及び災害時における医療救護活動に関する協定書（以下、「協定」という。）に基づき町が設置するものをいう。

(設置基準)

第3条 町は、災害により、医療の途を失った傷病者が多数発生しているの見込まれ、次号に該当するときに町災害対策本部にて医療救護所の開設を決定する。

- (1) 町内において震度6弱以上の地震が発生し、災害救助法の適用がされたとき。
- (2) その他災害対策本部が設置の必要があると判断したとき。

(協定に基づく要請)

第4条 町は、前条により医療救護所を開設する時は、協定に基づき松阪地区医師会（以下「医師会」という。）医療救護班の派遣を要請する。

2 前項の要請を行うときは、町災害対策本部応急救助班（以下、「町応急救助班」という。）が協定に基づき、次の事項を示した上で文書（様式1）または口頭にて行うものとする。

- (1) 災害発生の日時、場所
- (2) 災害の原因及び状況
- (3) 派遣に要する医療救護班数、派遣先及び期間
- (4) その他必要事項

3 前項の要請に基づき、医師会は派遣可能な会員医師を指定し、町が指定した派遣先へ派遣する。

(応急救助班)

第5条 町が医療救護所を設置する場合は、関係機関と連携し、町が設置する医療救護所に係る全体の調整、運営を図るために町応急救助班を設置する。

- 2 町応急救助班長（以下「班長」という。）を健康ほけん課長とし、班長は町応急救助班を指揮する。
- 3 班長は各関係機関との円滑な連携のため、関係機関の長に対するカウンターパートを担う。
- 4 班長が被災等により参集できない場合は、副班長がその職務を代行する。
（拠点救護係）

第6条 町災害対策本部は、町応急救助班との連絡調整を行い、効果的な医療救護活動を行うために各拠点救護所に拠点救護係を設置する。

- 2 拠点救護係長（以下「拠点係長」という。）を班長代理とする。
- 3 拠点係長は、班長との連絡を図り、拠点救護所内における各担当の業務の調整及び各担当に対して指揮命令を行う。
- 4 各拠点係長は、医療救護の活動状況などについて班長に報告する。
（医療衛生係）

第7条 災害時における救急医療を迅速に行うため、報徳診療所及び松阪地区医師会の協力の下に、初動医療活動を開始するとともに、使用する医薬品等の調達を行う。

- 2 医療救護所の運営は、防災計画において町応急救助班内から医療衛生係を編成し、関係機関との連絡調整を担うものとする。
- 3 拠点係長は、活動体制構築のため、また災害により参集できない状況に備え、あらかじめ係長代行を複数名定めておくものとする。
- 4 医療衛生係は、活動調整・情報収集・記録担当、受付・町民対応担当及び応急救護担当をもって構成する。
- 5 医療衛生係における要員（以下、「係要員」という。）は、町災害対策本部規定に定める医療救護活動所管課の職員とする。
- 6 医療救護所での診療に係る指揮は、報徳診療所医師並びに医師会の会員医師が行う。
（開設順位）

第8条 開設の優先順位として、第一次医療救護所を拠点救護所とし、必要時には、各指定避難所を医療衛生係が巡回を行う。

- 2 災害対策本部の決定を受け、第一次医療救護所として、次の2か所を優先して開設する。
(1) 大台中学校

参 考

(2) 宮川中学校

- 3 地域の医療機関の被災に伴う機能低下又は停止、被災による傷病者の発生状況等の情報を収集・確認し、町応急救助班が必要と判断した場合、各指定避難所を医療衛生係が巡回を行う。

(参集)

第9条 町の災害時における配備体制及び招集基準に関する規程に基づき、係要員は本庁舎に自動参集するものとする。

- 2 診療所班については、あらかじめ定める第一次医療救護所に自動参集するものとする。

(第一次医療救護所の開設)

第10条 係要員は、本庁舎または第一次医療救護所に参集後、町災害対策本部による決定を待たずして第一次医療救護所の開設準備に入る。

- 2 医療救護所では、拠点救護係、傷病者の受入場所、トリアージ実施場所、遺体安置場所の確保、調剤、搬送車輛待機場所を設置する。
- 3 通信手段の確保を行い、医師会及び薬剤師会に対し、町内における各医院及び薬局の被災状況について報告するよう要請する。
- 4 班長は、第一次医療救護所が開設したことを町災害対策本部長に連絡するとともに、参集要員数や傷病者数を報告する。

(医療職の確保)

第11条 町が医師会に対し協定に基づく要請をしたときは、医師以外の医療職（薬剤師、看護師及び事務員）を確保するため、町応急救助班があらかじめ定める名簿に基づき医療救護所での執務要請を行う。

(開設期間)

第12条 医療救護所の開設期間は、発災から14日以内とし、延長も可能とする。

- 2 開設期間の延長の必要があるときは、町災害対策本部を通じて三重県に対し救助期間の延長を要請する。

(医療救護所の業務内容)

第13条 医療救護所では、松阪地区医師会等関係機関との連携により以下の業務を行う。

- (1) 傷病者の重症度及び緊急度の判定及び選別（トリアージ）
- (2) 軽症の傷病者に対する応急処置

- (3) 搬送順位の決定及び搬送調整
- (4) 搬送困難な者に対する応急処置
- (5) 死亡の確認及び遺体安置・遺体搬送の調整
- (6) 医療救護活動の記録、町災害対策本部との連絡調整
(傷病者の搬送)

第14条 トリアージの結果、搬送が必要と判断した傷病者については、トリアージに基づき、医師が傷病者の搬送順位を決定する。

- 2 搬送における後方医療施設の受け入れ先の調整等については松阪保健所へ要請する。
- 3 傷病者の搬送手段は救急車によることとするが、道路事情の不良やすぐに出動が困難な場合にはその他の搬送手段を講じるものとする。

(医薬品の支給)

第15条 医療救護所では、医師による診療に加え、医薬品の支給を行うことができる。医薬品の不足により支給が困難な場合は災害処方箋（様式2）を発行するものとする。

(医療資機材及び医薬品の調達)

第16条 町は、医療救護所に平常時から応急処置に必要な医療資機材等を備蓄しておくものとする。

- 2 医薬品については、報徳診療所に備蓄してあるものを使用する。
- 3 医療資機材及び医薬品が不足する場合は、班長から松阪保健所に要請する。

(診療記録の作成)

第17条 医療衛生係は、医療救護所の運営にあたっては傷病者一覧表（様式3）、災害時診療録（様式4）及び業務日誌（様式5）を診療記録として作成する。

- 2 災害時診療録を作成する時間がないときは、トリアージタグをもって代用することができる。

(費用弁償)

第18条 医師会から派遣を受けた会員医師及び医師以外の医療職に対する費用弁償については、三重県が定める災害救助法施行細則に基づき行う。

(自己負担)

第19条 医療救護所における医療救護診療に係る費用等は、災害救助法及び協定の定めによるところで、原則、傷病者の自己負担はないものとする。

参 考

(補則)

第20条 この要領に定めのないもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要領は、令和6年9月1日から施行する。